

信書の定義について

～ガイドラインの基本的考え方を中心に～

平成27年10月16日

総務省情報流通行政局

郵政行政部郵便課

「信書」とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」

(郵便法第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第1項)

- ・ 「特定の受取人」とは、差出人がその意思の表示又は事実の通知を受ける者として特に定めた者。
- ・ 「意思を表示し、又は事実を通知する」とは、差出人の考えや思いを表し、又は現実に起こり若しくは存在する事柄等の事実を伝えること。
- ・ 「文書」とは、文字、記号、符号等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物のこと。

電磁的記録物は信書ではない

電磁的記録物(例: 情報をCD、DVD、USBメモリ等に電子データとして記録したもの)は、そこに記載された情報が人の知覚によって認識することができないものであり、「文書」とはならないため、信書に該当しない。

(補足) 「特定の受取人」

- ・ 文書自体に受取人が記載されている場合には、差出人が「特定の受取人」にあてたことが明らかであるが、その記載がないものであっても、受取人が記載されていない手紙文などのようにその内容から受取人が省かれていることが分かる場合には、包装に記載されたあて名によって受取人が具体的に becoming ことから、「特定の受取人」にあてたものとなる。
⇒ダイレクトメールについてその内容から受取人が省かれていることが分かる場合は、「3 ダイレクトメールの信書性」を参照
- ・ 受取人は、民法上の自然人、法人に限定されるものでなく、法人格のない団体や組合等も含まれ、一人であっても複数人であっても具体的に定まっていればよい。

1-2 「信書」の概念はなぜ存在するのか

1 基本的通信手段の確保

- 信書の送達は、国民の基本的通信手段であり、その役務を全国あまねく公平に提供する必要があることから、郵便法及び信書便法においてその提供の確保を図っている。

【郵便法1条】 この法律は、郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。

【信書便法1条】 この法律は、民間事業者による信書の送達の事業の許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）と相まって、信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

2 憲法上保障された通信の秘密の確保

- 憲法では、表現の自由の確保及びプライバシー保護の観点から、基本的人権として「検閲の禁止」と併せて「通信の秘密」の保護を明記。

【憲法21条2項】 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

- 憲法上の要請を受け、郵便法及び信書便法においても、「検閲の禁止」と併せて「信書の秘密」の保護を規定。

【検閲の禁止】 郵便物/信書便物の検閲は、これをしてはならない（郵便法7条、信書便法4条）

【秘密の保護】 ・取扱中に係る信書の秘密は、これを侵してはならない（郵便法8条1項、信書便法5条1項）

・郵便/信書便の業務に従事する者は、在職中、郵便物/信書便物に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。（郵便法8条2項、信書便法5条2項）

2 信書に該当する文書に関する指針（平成15年総務省告示第270号）

信書便法の施行に当たり、許可を要する民間事業者の範囲を明らかにするために、郵便法及び信書便法に規定された信書の定義に基づき、信書の考え方を明らかにするとともに、信書に該当する文書をわかりやすく示すことを目的として、平成15年3月に告示。

信書に該当する文書	信書に該当しない文書
■書状 ■請求書の類 【類例】納品書、領収書、見積書、願書、申込書、申請書、申告書、依頼書、契約書、照会書、回答書、承諾書、◇レセプト（診療報酬明細書等）、◇推薦書、◇注文書、◇年金に関する通知書・申告書、◇確定申告書、◇給与支払報告書 ■会議招集通知の類 【類例】結婚式等の招待状、業務を報告する文書 ■許可書の類 【類例】免許証、認定書、表彰状 ※カード形状の資格の認定書などを含みます。 ■証明書の類 【類例】印鑑証明書、納税証明書、戸籍謄本、住民票の写し ◇健康保険証、◇登記簿謄本、◇車検証、◇履歴書、◇給与支払明細書、◇産業廃棄物管理票、◇保険証券、◇振込証明書、◇輸出証明書、◇健康診断結果通知書・消防設備点検表・調査報告書・検査成績票・商品の品質証明書その他の点検・調査・検査などの結果を通知する文書 ■ダイレクトメール ・ 文書自体に受取人が記載されている文書 ・ 商品の購入等利用関係、契約関係等特定の受取人に差し出す趣旨が明らかな文言が記載されている文書	■書籍の類 【類例】新聞、雑誌、会報、会誌、手帳、カレンダー、ポスター、◇講習会配布資料、◇作文、◇研究論文、◇卒業論文、◇裁判記録、◇図面、◇設計図書 ■カタログ ■小切手の類 【類例】手形、株券、◇為替証書 ■プリペイドカードの類 【類例】商品券、図書券、◇プリントアウトした電子チケット ■乗車券の類 【類例】航空券、定期券、入場券 ■クレジットカードの類 【類例】キャッシュカード、ローンカード ■会員カードの類 【類例】入会証、ポイントカード、マイレージカード ■ダイレクトメール ・ 専ら街頭における配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシのようなもの ・ 専ら店頭における配布を前提として作成されるパンフレットやリーフレットのようなもの ■その他 ◇説明書の類（市販の食品・医薬品・家庭用又は事業用の機器・ソフトウェアなどの取扱説明書・解説書・仕様書、定款、約款、目論見書）、◇求人票、◇配送伝票、◇名刺、◇パスポート、◇振込用紙、◇出勤簿、◇ナンバープレート

※ ◇印は個々の相談において判断された事例。

3 ダイレクトメールの信書性 ～指針の基本的考え方～

信書に該当するダイレクトメール	信書に該当しないダイレクトメール
・文書自体に個々の受取人が記載されている文書 ・商品の購入等利用関係があることを示す文言や契約関係等差出人との間において特定の関係にある者への意思表示又は事実の通知である旨の文言その他の差出人が特定の受取人に差し出す趣旨が明らかな文言が記載されている文書 → 差出人が特定の受取人を選別し、その者に対して商品の購入等を勧誘する文書であり、信書に該当する。	内容が公然あるいは公開たりうる事実のみであり、 ・専ら街頭における配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシのようなもの ・専ら店頭における配布を前提として作成されるパンフレットやリーフレットのようなもの → 特定の受取人に対して意思表示し、又は事実を通知するという実態を伴わないことから、信書には該当しない。

4-1 ダイレクトメールの信書性 ～信書に該当するもの①～

●文書自体に受取人が記載されている文書

文頭に記載される文言(例)

〇〇 様
△△会員の皆様
□□購読者の皆様
〇〇大学卒業生の皆様



当該文書自体が受取人を特定していることは明らかであり、特定の受取人に対して、意思を表示し、又は事実を通知する文書となるため、信書に該当する。

(例)

受取人を特定している

協会員並びに従業員の皆様へ

葬祭互助会のご案内

互助会に入会すると、次の特典を受けます。これを機会に入会してみませんか。今なら入会金無料です。

通常入会金50,000円→0円

- ・葬儀基本価格 50%割引
- ・生花・花輪 20%割引

〇〇マンションをご所有の皆様へ

〇〇マンションの購入希望者がいます。

売却をお考えであれば、すぐにお客様へご照会し、ご案内の調整も可能です。

査定は無料で行っていますので、ぜひ一度ご連絡下さい。(秘密厳守します。)

※ 「お客様各位」⇒ 実際のお客様かどうかにかかわらず、商取引上の慣用語として使用されていることから、この文言のみでは受取人を特定しているとまではいえない。

4-2 ダイレクトメールの信書性 ～信書に該当するもの②～

●商品の購入等利用関係があることを示す文言が記載されている文書

差出人と受取人との間に商品の購入等利用関係があることを示す文言が記載されていれば、商品を購入等した個々の顧客に対する文書であると判断できるので、受取人の記載がなくても、あて名によって受取人が具体化され、特定の受取人に対して、意思を表示し、又は事実を通知する文書となり、信書に該当する。

(例) 先日は当店を御利用いただきありがとうございます
〇〇商品を購入いただきありがとうございます 等

先日は、●●化粧水を購入いただきありがとうございます。

その後のお肌の調子はいかがですか？

弊社では、●●化粧水のほか、乳液、ファンデーションなどを取り揃えております。

ご注文がございましたら、ご連絡をお待ちしています。

【特価品】

乳液2,000円→1,800円

●●化粧水を購入した顧客という特定の受取人にあてている。



●●化粧水を購入した顧客という特定の受取人に対して、意思を表示し、又は事実を通知する文書であり、信書に該当する。

※ 「日ごろ御利用いただきありがとうございます」

⇒実際の利用の有無にかかわらず、商取引上の慣用語として使用されていることから、このような文言のみでは、商品の購入等利用関係があることを示す文言には該当しない。

4-3 ダイレクトメールの信書性 ～信書に該当するもの③～

●契約関係等差出人との間において特定の関係にある者への意思の表示又は事実の通知である旨の文言が記載されている文書

(例) 契約満了の通知に併せた契約継続の案内
契約期限到来の通知に併せた新サービスの案内
会員カードのポイント通知に併せた特別売り出しの案内
車検満了の通知に併せた車検割引の案内 等

継続更新のお知らせ

いつも〇〇を応援していただき誠にありがとうございます。

お忘れの方もいらっしゃると思い、〇〇ファンクラブ継続更新のお知らせと継続用紙を同封させていただきました。

会員有効期限が切れております。

〔継続を忘れていた方〕

→ 同封した継続用紙にてお振り込みいただければ1年間継続させていただきます。

〔継続更新をされない方〕

→ 更新は強制的なものではありません。自動的に会報等の発送はなくなります。

〇〇ファンクラブの会員に、会員有効期限が切れているという事実を通知している。

継続会費を振り込んでほしい、という意思を表示している。



有効期限が切れたファンクラブ会員という特定の受取人に対して、有効期限が切れているという事実を通知し、継続してほしいという意思を表示する文書であるため、信書に該当する。

4-4 ダイレクトメールの信書性 ～信書に該当するもの④～

●その他の差出人が特定の受取人に差し出す趣旨が明らかとなる文言が記載されている文書

(例) 誕生日のお祝いに併せた割引案内
受賞のお祝いに併せた商品案内 等

お誕生日おめでとうございます。

5月にお誕生日を迎えるあなたに贈る
お誕生日割引！この機会にお申し込み
下さい。

●ファンデーションが50%オフ

¥3,150 → ¥1,575(税込)

●化粧水が30%オフ

¥3,150 → ¥2,205(税込)

●化粧水が30%オフ

¥3,150 → ¥2,205(税込)

誕生日を迎える方に差し出す趣旨が
明らかな文言



5月に誕生日を迎える方という特定の
受取人に対して、商品の割引をする
という差出人の意思を表示し、又は
事実を通知する文書であるため、
信書に該当する。

5-1 ダイレクトメールに関する照会事例①

【照会内容】

以下のセールの案内文書を送りたいが、信書に該当するか。

年に一度の**特別**企画
5本まとめて注文で+1本サービス!!

A	サプリメントA		B	サプリメントB	
	1本	10,500円		1本	4,725円
	2本	19,950円		2本	9,030円
	3本	28,980円		3本	12,915円
	5本	42,520円		5本	18,745円
+1本サービス			+1本サービス		
C	サプリメントC		D	サプリメントD	
	1本	3,675円		1本	7,930円
	2本	6,510円		2本	15,240円
	3本	8,820円		3本	21,921円
	5本	14,700円		5本	33,070円
+1本サービス			+1本サービス		

ご注文は今すぐお電話又はウェブで!!
xxx-xxxx-xxxx <http://www.xxx.co.jp/>

「特別」の文言により受取人を特定しているものではなく、「企画」を修飾している文言であることから、特定の受取人にあてているとは認められない。

特定の受取人にあてている趣旨の文言は含まれていない。



広く一般に差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書であるため、信書には該当しない。

5-2 ダイレクトメールに関する照会事例②

【照会内容】

通信販売業者から以下の文書を送りたいが、信書に該当するか。

お誕生日おめでとうございます！

いつも弊社をご愛顧いただきありがとうございます。

おかげさまで弊社の通信販売事業は10年目を迎えることができました。

そこで、感謝の気持ちを込めて、継続してご注文いただいているあなた様だけにお誕生日のお祝いとしてプレゼントをご用意いたしました。

以下の5商品からおひとつお選びいただけます。

商品A

商品B

商品C

商品D

商品E

同封のプレゼントはがきにてお申し込み下さい。定期商品に同封してお届けいたします。

誕生日を迎える方という特定の受取人にあてている文言と認められる。

プレゼントを用意したので、ひとつ選んでほしいという差出人の意思が表示されている。



誕生日を迎える方という特定の受取人に対し、誕生日プレゼントを用意したので、選んでほしいという差出人の意思を表示した文書であるため、信書に該当する。

5-3 ダイレクトメールに関する照会事例③

【照会内容】

クレジットカード会社から以下の文書を送りたいが、信書に該当するか。

今からでも「1回払い」から「リボ払い」
「分割払い」に変更することができます。

締め切り間近！

1回払いからリボ払い・分割払いへの変更の
登録締め切りは5月30日(木)です。

カード代金明細書が到着してからでは間に
合わない場合がございます。お早めにお手続
きをお願いします。

1回払いからリボ払い・分割払いへの変更はかんたん3ステップ

STEP1

変更登録締め切り日を確認しましょう

STEP2

お支払金額を確認しましょう

STEP3

お電話かWEBでお支払い方法を変更しましょう

「今からでも～」との文言は、カード会員という特定の受取人にあてている趣旨の文言と認められる。

カード会員という特定の受取人に対して、変更登録の締め切りが5月30日であるという事実を通知している。



カード会員という特定の受取人に対し、1回払いからリボ払い、分割払いへの変更が5月30日までであればできるという事実を通知する文書であるため、信書に該当する。

5-4 ダイレクトメールに関する照会事例④

【照会内容】

自動車販売会社から以下の車検の案内文書を送りたいが、信書に該当するか。

お得な車検のお知らせです！

〇〇自動車が自信を持って車検をお勧めする理由

- 1 絶対のディーラー品質
- 2 無料事前見積りの実施

「ディーラーの車検は高い！」と思いませんか？
車検費用で一番ウエイトが大きいのは【法定費用】
なのです。

車検整備料金	
基本整備料	21,000円
完成検査料	8,400円
代行手数料	9,450円
自賠責保険料	27,840円
自動車重量税	32,800円
印紙代	1,100円
合計	100,590円

法定費用

W特典で
合計25,750円分もお得

〔得その1〕
車検整備料金より
10,000円特別割引

〔得その2〕
簡易ホディーコーティング
5回分(15,750円分)
プレゼント！

特定の受取人にあてている趣旨の文言は含まれていない。



広く一般に対して、車検の料金等という事実を通知する文書であるため、信書には該当しない。

6 貨物に添付する無封の添え状・送り状について

郵便法第4条第3項但書において、信書であっても、貨物に添付する無封の添え状又は送り状については、運送業者による送達が認められている。

・「添え状」とは

送付される貨物の目録や性質、使用方法等を説明する文書及び当該貨物の送付と密接に関連した次に掲げる簡単な通信文で、当該貨物に従として添えられるもの。

- (1) 貨物の送付に関して添えられるその処理に関する簡単な通信文
- (2) 貨物の送付目的を示す簡単な通信文
- (3) 貨物の授受又は代金に関する簡単な通信文
- (4) 貨物の送付に関して添えられるあいさつのための簡単な通信文
- (5) その他貨物に従として添えられる簡単な通信文であって、(1)から(4)までに掲げる事項に類するもの

【具体例】

貨物の処理に関する簡単な通信文

平成〇〇年〇月〇日

〇〇様

△△商店

拝啓 毎々格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、第〇回頒布品をお届け申し上げますので、お手数ですが、今月中に会員の皆様にお配りいただきますようよろしくお願い申し上げます。

貨物の送付目的を示す簡単な通信文

平成〇〇年〇月〇日

〇〇様

△△協会

「△△協会史」の謹呈について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、△△協会設立20周年記念事業のひとつとして、「△△協会史」の出版が企画されておりましたが、××先生をはじめ編さん委員各位のご尽力により、ここに刊行をみることとなりました。

ご高覧をいただき、今後とも本協会にご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。

貨物の授受又は代金に関する簡単な通信文

納品書

〇〇様

株式会社××商会

請求書

〇〇様

株式会社××商会

品名	数量	金額
〇〇	〇	〇〇円
	合計	〇〇円

貨物の送付に関して添えられるあいさつのための簡単な通信文

〇〇様

ご結婚おめでとうございます。先を越されたことが悔しいですが、心から祝福します。

お祝いに花束を贈りますので、新居に飾ってくださいね。

□□より

・「送り状」とは

送付される貨物の種類、重量、容積、荷造りの種類、個数、記号、代価、受取人並びに差出人の住所及び氏名等当該貨物の送付に関する事項が記載されたもの

6-1 添え状に関する照会事例①

【照会内容】

住宅メーカーから以下の文書を送りたいが、送付物1は添え状に該当するか。

(送付物1)

〇〇住宅オーナー様

いつもありがとうございます。

今回はリフォームの中でもお問い合わせの多い太陽光発電システムについてご案内するチラシを送付させていただきます。

同封のチラシでは、太陽光発電システムについて、ご相談を承っておりますので、ご希望の方はチラシのお申し込みはがき又はフリーダイヤルにてお申し込み下さい。

今後とも、末永くよろしくお願いいたします。

あいさつのための簡単な通信文と認められる。

貨物の送付目的を示す簡単な通信文と認められる。

貨物の処理に関する簡単な通信文と認められる。

あいさつのための簡単な通信文と認められる。

(送付物2)

今がチャンス！

国+自治体の太陽光発電補助金

合算して受け取れます。

国の補助金(1kWあたり4.8万円)+都の補助金+市・区の補助金+電力会社の買取価格(1kWhあたり42円)

大切な住宅へのご設置は、保証からアフターまで、お近くの〇〇住宅にお任せ下さい。

〇〇住宅

送付物1(〇〇住宅オーナーという特定の受取人にあてた信書)は、送付物2(信書に該当しないチラシ)に従として添えられる添え状と認められる。

特定の受取人にあてている趣旨の文言は含まれていないため、信書には該当しない。

6-2 添え状に関する照会事例②

【照会内容】

自動車販売会社から以下の文書を送りたいが、送付物1は添え状に該当するか。

(送付物1)

〇〇様

いつもお世話になっております。

今回は、楽しいお車とのお付き合いをいただくため、お車のメンテナンスメニューなどを記載した「お車サポートブック」をお送りさせていただきますので、ご活用いただければ幸いです。

また、〇〇様のお車は、ご購入いただいてから6ヶ月を迎えます。6ヶ月無料点検を用意しています。基本的な部分を中心にしっかりと拝見させていただきます。この機会にご入庫下さいませ。

〇〇自動車販売(株)

あいさつのための簡単な通信文と認められる。

貨物の送付目的を示す簡単な通信文と認められる。

送付される貨物と直接関係のない事実の通知であり、この通知が主体となっている、あるいは送付される貨物との主従関係が明らかではない。



送付物1(〇〇様という特定の受取人にあてた信書)は、送付物2(信書に該当しない冊子)に従として添えられる添え状の範囲を超えている。

(送付物2)

お車サポートブック

※ 不特定多数にあてて車のメンテナンスメニューを案内した冊子で、信書には該当しない文書

○ 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）

第二条（郵便の実施） 郵便の業務は、この法律の定めるところにより、日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が行う。

第四条（事業の独占） 会社以外の者は、何人も、郵便の業務を業とし、また、会社の行う郵便の業務に従事する場合を除いて、郵便の業務に従事してはならない。ただし、会社が、契約により会社のため郵便の業務の一部を委託することを妨げない。

② 会社（契約により会社から郵便の業務の一部の委託を受けた者を含む。）以外の者は、何人も、他人の信書（特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。以下同じ。）の送達を業としてはならない。二以上の人又は法人に雇用され、これらの人又は法人の信書の送達を継続して行う者は、他人の信書の送達を業とする者とみなす。

③ 運送業者、その代表者又はその代理人その他の従業者は、その運送方法により他人のために信書の送達をしてはならない。ただし、貨物に添付する無封の添え状又は送り状は、この限りでない。

④ 何人も、第二項の規定に違反して信書の送達を業とする者に信書の送達を委託し、又は前項に掲げる者に信書（同項ただし書に掲げるものを除く。）の送達を委託してはならない。

第七十六条（事業の独占を乱す罪） 第四条の規定に違反した者は、これを三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

② 前項の場合において、金銭物品を収得したときは、これを没収する。既に消費し、又は譲渡したときは、その価額を追徴する。

○ 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号） → 信書便法

（定義）

第二条 この法律において「信書」とは、郵便法第四条第二項に規定する信書をいう。

2 この法律において「信書便」とは、他人の信書を送達すること（郵便に該当するものを除く。）をいう。

3 この法律において「信書便物」とは、信書便の役務により送達される信書（その包装及びその包装に封入される信書以外の物を含む。）をいう。

4～9 （略）

（郵便法の適用除外）

第三条 郵便法第四条第二項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 一般信書便事業者が信書便物の送達を行う場合

二 特定信書便事業者が特定信書便役務に係る信書便物の送達を行う場合

三 一般信書便事業者又は特定信書便事業者から信書便の業務の一部の委託を受けた者が当該委託に係る信書便物の送達を行う場合

四 一般信書便事業者又は特定信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結した外国信書便事業者（外国の法令に準拠して外国において信書の送達の事業を行う者をいう。以下同じ。）が当該協定又は契約に基づき信書便物の送達を行う場合